

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



7

月号

2020 (令和2) 年
No. 190



医療関係者へ感謝を込めて

6月27日 山口県指定無形民俗文化財「なむでん踊り」の奉納 (久屋寺)

まちの予算

⑤ 次世代に素敵な未来を約束する町

議会事務局関係 (☎ 74 - 1003)

●タブレット導入事業 372万円

議会関連資料を電子化するペーパーレス化と、文書保存・管理の効率化ならびに議会運営の効率化を図ります。

政策企画課関係 (☎ 74 - 1007)

●大学等連携地域活性化事業補助金 100万円

大学等が教育活動の一つとして、町と連携して行う地域の活性化に対する実践活動や地域活動を支援するとともに、地域に継続的に関わる若者や関係人口の創出を図ります。

●県外人材町内就職促進事業補助金 200万円

東京圏に在住の方を対象とし、町内へ移住かつ県に登録された企業へ就職した場合に支援金を交付します。

●定住促進対策事業 570万2千円

町内移住希望者へ「住」および「職」情報の提供・発信ならびに仮住まいにより魅力を体験してもらう「お試し暮らし」や「体験ツアー」を行い、移住希望者の定住を支援します。

●婚活イベント事業 10万4千円

男女の出会いの場づくりを積極的に行うため、柳井広域圏での婚活イベントを実施し、多くの出会いの場の提供を行います。

●企業誘致対策事業 144万円

町内にしごとを創り若年層の定住を促進するため、町内の遊休施設を有効活用することで、企業誘致の推進を行います。

●地域おこし協力隊事業 2262万円

地域力の維持強化を図るため、地域社会の新たな担い手として受け入れた、地域おこし協力隊員の活動を支援します。

●集落支援員事業 411万4千円

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を集落支援員として受け入れて、その活動を支援します。

●移住・定住者向け空き家バンク登録推進事業 105万円

空き家を有効活用した定住促進を図るため、移住・定住者向けに空き家のリフォームや家財処分費用の助成を行います。(空き家バンクへの登録を条件に助成を行います)

●起業教育研究センター事業 40万円

島スクエアの発展型である「起業教育研究センター」が行う人材育成事業を支援します。

●地域づくり活動支援事業 191万5千円

活力と魅力ある町づくりの推進を目的に、地域づくりのための事業を公募し、支援します。

●ワンテーマディスカッション 6万3千円

町民が積極的に町政運営に参画する仕組みとして、自由な雰囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会を実施します。

●離島高校生修学支援費補助金 45万2千円

離島に住む高校生の通学費や居住費の一部を助成します。

総務課関係 (☎ 74 - 1000)

●周防大島高校を支援する会補助事業 613万7千円

周防大島高校の寮費一部助成、学習合宿および通信学習費用の助成など、学校の教育環境の改善につながる事業を行う「周防大島高校を支援する会」を支援します。

●空家対策ローン利子補給事業 30万円

空き家の放置を防ぐために、所有者等が金融機関による空家対策ローンを借り入れた場合、利息(保証料を含む)を補てんします。

水道課関係 (☎ 79 - 1011)

●浮島地区海底送水管布設事業 4200万円

浮島地区の慢性的な水不足を解消することを目的に、海底送水管布設事業に係る送水管・配水管布設等を行います。

教育委員会総務関係 (☎ 78 - 0700)

●周防大島高等学校通学支援費給付事業 500万円

周防大島高等学校に在学する生徒の通学費の一部について、生徒の保護者に対し給付金を交付します。

社会教育課関係 (☎ 78 - 2205)

●文化振興事業補助金 100万円

文化活動による町づくりを行う事業を公募し、支援します。

◎大島大橋への貨物船衝突事故に対する寄附金活用事業 (寄附金充当合計額 8300万円)

●周防大島地域活性化事業 5114万2千円 (寄附金5114万円充当)

町内の商工業の活性化を図るために地域振興券(町民一人3千円のクーポン券)事業を実施します。
(広報6月号に掲載済み)

●白木公有地整備事業 5067万1千円 (寄附金2942万5千円充当)

※内容については、同ページ商工観光課関係に記載のものと同一となります。

●学校給食用非常食備蓄経費 33万5千円 (寄附金33万5千円充当)

学校給食の非常食を購入し、非常時に備えます。

●学校図書購入経費 210万円 (寄附金210万円充当)

各小中学校に図書を購入し、教育の充実を図ります。

総合支所関係

●空家有効活用事業 805万7千円

町が個人等の所有する空き家を借り上げ居住可能な改修を施し、町内への定住を希望する方へ貸し出すことで定住を促進し、併せて空き家の荒廃を防ぎ生活環境の維持を行います。

商工観光課関係 (☎ 79 - 1003)

●白木公有地整備事業 5067万1千円

道の駅「サザンセトとうわ」に隣接する老朽化した遊具等の解体・撤去、および新たに遊具を設置することにより、白木公有地に更なる賑わいをもたらします。

●飯の山展望台改修事業 2796万2千円

老朽化による腐食により、危険な状態となっている飯の山展望台を改修することにより観光客の増加が期待できます。



▲飯の山展望台から望む大島大橋

●ゆめはな開花プロジェクト推進事業 543万7千円

大島連山の遊歩道を活用したウォーキングイベントの実施準備。自然や史跡の名所・旧跡にスポットを当てたエコツアーを実施します。

●道の駅サザンセトとうわ改修事業 5427万9千円

利用者にとって、より快適かつ満足度の高い道の駅となるよう、レストラン、1階ロビー、駐車場等のリニューアルを行い、更なる観光客の増加を図ります。

農林課関係 (☎ 79 - 1002)

●海域保全管理事業 156万6千円

地家室園地における拠点施設整備関連事業およびニホンアワサンゴ群生地や周辺陸海域の保全・活用に取り組みます。

忘れていませんか？

特別定額給付金の申請（1人10万円の給付金）

申請の締め切りは、8月13日です。

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、全国民に一律10万円が給付される特別定額給付金事業が実施されています。周防大島町での申請の締め切りは、令和2年8月13日(木)（当日消印有効）です。

締め切り日を過ぎての申請はできませんので、ご注意ください。申請がお済みでない方は、早めに申請をお願いします。

申請に必要な書類は、5月中旬に世帯主の方へお送りしています。「申請書が届いていない」「申請書が返却されてきたがどうすればよいか」など、特別定額給付金に関するご相談・お問い合わせ等は、総務課までご連絡ください。

特別定額給付金の詐欺にご注意ください！

- 暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーなどは、他人に絶対に教えない！渡さない！
- 県、町や総務省などが、
 - ☞ ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません！
 - ☞ 受給にあたり、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません！
 - ☞ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません！

「怪しいな」と思ったら、総務課や最寄りの警察署（または、警察署相談専用電話#9110）にご相談ください。

■問い合わせ 総務課 ☎0820(74)1000

令和2年度 文化振興事業の補助金交付団体が決定しました

▶令和2年度 文化振興事業補助金採択団体

団体名	事業名（事業概要）
小松地区街並み思い出保存会	小松地区「街並みの記録」および「年中行事等の思い出エピソード」等の記録事業 (略称：ふるさとのあの日あの頃事業)
周防大島町関係者著作目録編纂会	周防大島町ゆかりの人物による著作目録冊子の刊行
大島陶芸教室 つくし窯	みんなで楽しむ陶芸づくり
周防大島地人協会	ハワイから贈られたピアノを聴くコンサートとシンポジウム
周防大島染織歴史研究会	周防大島織物文化の歴史と再生 ～庶民の普段着の変遷と復刻～

町内の団体から公募していた文化振興事業について、審査会の結果が町長へ報告され、次の5団体の事業が採択されました。
文化振興事業は、地域文化の振興や地域文化に親しむ環境づくり、住民参加型の文化振興などの活動に対して20万円を上限に交付されるもので、各団体の個性豊かな事業に期待が寄せられます。

■問い合わせ 社会教育課 社会教育班 ☎0820(78)2205

「マイナンバー（個人番号）通知カード」が廃止されました

マイナンバーをお知らせするために送付されていた通知カードが、法律の改正により令和2年5月25日で廃止されました。それに伴い、通知カードの表面記載事項（氏名や住所など）の変更や再交付の手続きはできなくなりました。

廃止後のマイナンバーの通知方法

出生や国外からの転入などで初めてマイナンバーが付番された方へは「個人番号通知書」をお送りします。

※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類としては使用できませんので、ご注意ください。

マイナンバーを証明する書類

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーの記載された住民票、住民票記載事項証明書
- ・通知カード（住所、氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）

☎総務課 戸籍住基班 ☎ 0820 (74) 1010

マイナンバー（個人番号）カードの申請をお手伝いします

周防大島町に住民登録があり、マイナンバーカードの発行を希望される方を対象に、申請に必要な写真をタブレット端末で撮影し、オンライン申請のお手伝いをするサービスを実施しています。

写真撮影は無料で、端末操作も職員が行いますのでご利用ください。

また、カード受け取り時にマイナポイントの予約・ご相談もお受けします。

■申請場所 各総合支所

■受付日時 平日の午前8時30分～午後5時

■必要書類 本人確認書類、印鑑

1点でよいもの (顔写真付)	運転免許証、運転経歴証明書、 パスポート、身体障害者手帳、 在留カード等
2点必要なもの	健康保険証、介護保険証、各種 年金証書、福祉医療費受給者証、 学生証、社員証等

■注意事項

1. 写真撮影が必須なため、代理人申請はできません。
2. 申請後、マイナンバーカードの交付まで約1カ月かかります。交付の準備ができしだい交付通知書を送付いたしますので、総合支所でカードをお受け取りください。
3. 15歳未満の方は、法定代理人（親権者）と一緒に来庁してください。

☎総務課 戸籍住基班 ☎ 74 - 1010 / 大島総合支所 ☎ 74 - 1001 / 久賀総合支所 ☎ 79 - 1000
東和総合支所 ☎ 78 - 1110 / 橘総合支所 ☎ 77 - 5500

《 8月の柳井健康福祉センター 定例保健事業 》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	12日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	12日(水)	10:00～10:30
風しん抗体検査	12日(水)	10:30～11:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

相談内容	実施日	時間
H I V抗体検査	12日(水)	13:30～15:30
心の健康相談	18日(火)	13:00～14:00
難病患者就職サポート 出張相談	26日(水)	11:00、13:00

■問い合わせ 柳井健康福祉センター ☎ 0820 (22) 3631

介護保険制度の

サービスと保険料について

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が保険者となつて、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営しています。

① サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次のような流れで介護サービスを利用することができるようになります。

① 要介護認定を受けます

1 本人または家族が、介護保険課または各総合支所・出張所で要介護認定の申請をします。

※地域包括支援センター等が申請を代行できますので、わからない場合は介護保険課までご連絡ください。

2 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

3 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

4 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくります。

○要介護1～5の方

・在宅サービスの利用：居宅介護支援事業者へ依頼します。

・施設サービスの利用：介護保険施設と直接契約します。

○要支援1・2の方

・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいて サービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。詳しくは、介護保険課へご相談ください。

●在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーション（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。（限度額あり）

●施設サービス（要介護1～5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：原則、要介護3以上の方が利用でき

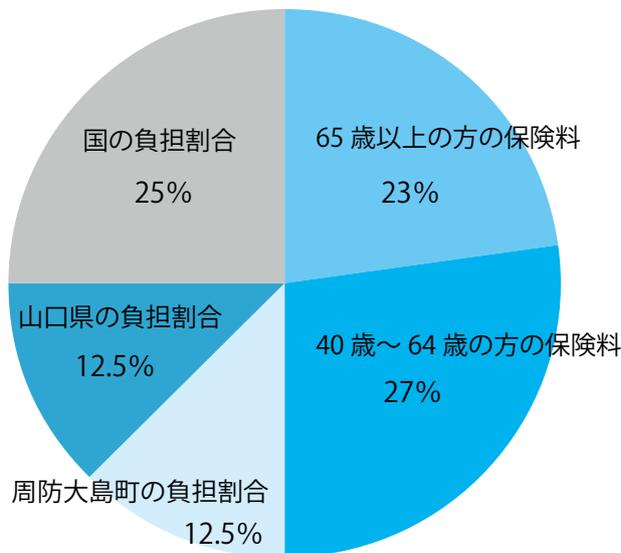
ます）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して施設のサービスを利用します。

●地域密着型サービス

認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受け、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、在宅や通いなどを組み合わせた、介護や機能訓練などを受け、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）などがあります。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）

介護保険は、下記の円グラフのとおり、40歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。



+ サービスの利用者負担（原則として費用の1～3割）

② 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、平成30年度から令和2年度までの第7期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第7期の保険料は以下のとおりで、基準保険料額は年額71,400円になります。（参考：第6期（平成27～29年度）の基準保険料額 年額66,000円）

第1段階、第2段階および第3段階の保険料は、消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

所得段階	対象者	算定式	年額	
第1段階	①生活保護受給者／②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.3 (0.375)	21,420円 (26,770円)	
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5 (0.625)	35,700円 (44,620円)	
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.7 (0.725)	49,980円 (51,760円)	
第4段階	町民税課税世帯で本人に	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	64,260円
第5段階	町民税が課税されていない	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.0	71,400円
第6段階	本人に町民税が課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	85,680円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	92,820円
第8段階		前年の合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	107,100円
第9段階		前年の合計所得金額が年間300万円以上の方	基準額×1.7	121,380円

※（ ）は前年度の割合および年額

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

介護保険料の納め方

■ 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■ 65歳以上の方の保険料

○ 受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます…年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

○ 受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます…役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所・出張所、納付書に記載された町の指定金融機関、コンビニ*等です。

*コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場

合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をお勧めします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

※令和2年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

※8/4 修正 「ホッチキスで閉じたもの」
⇒「ホッチキスで留めたもの」

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 0820 (73) 5503

飲み過ぎていませんか？

外出自粛とお酒

暑い日が続くこの時期、冷えたアルコールで喉を潤すのが楽しみ！という方も多いのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が発生して以来、家で過ごす時間が増えたことで、ついついアルコールの量が増えたという声を耳にします。また、新たな楽しみとして誕生した「オンライン飲み会」により、これまであまり晩酌することのなかった方でも、アルコールを楽しむ機会が増えたという話も聞きます。皆さんはいかがですか？

酒は百薬の長ともいいますが、過ぎれば我が身を滅ぼす刃ともなります。こんな時だからこそ、うまく付き合いたいですね。



お酒の強さは人それぞれ

日本人などのモンゴロイド系の人には、ヨーロッパ系やアフリカ系の人に比べて遺伝的にアルコールを分解する力が弱く、2人に1人は生まれ持つてお酒に弱い体質だとか。そのため、少量のアルコールでも悪酔いしやすく、たくさん飲んで強くなるうとしても無理な人が多いとされています。

中高年を過ぎると体力が衰え始めるように、アルコールの代謝機能も低下します。「適量」は次のとおりですが、年齢や性別、健康状態などによる個人差が大きいため、適量以内にとどめ、楽しく、おいしく飲むことをおススメします！

【適量の目安】

種類	度数	量
ビール	5%	500ml
日本酒	15%	180ml
焼酎	25%	100ml
缶チューハイ	7%	350ml
ウイスキー	40%	60ml

※体重 60～70 kg の人がビール 500ml (または日本酒 180ml) を分解するには約 4 時間必要です。飲酒量が増えれば、酔いが抜けるまでにさらに時間がかかり、身体への負担も大きくなります。

もしかして依存症予備軍!?

「ついつい飲み過ぎてしまう」「休肝日をつくれないう」そんなことありませんか？

外出自粛中の楽しみやストレス発散のほすが、飲酒にはまり、依存症の入り口となることもあります。やめたくてもやめられず、周囲にウソをついてしまったり、体調を崩したり、日常生活や仕事、人付き合いに支障が出るようなことがあれば危険信号です。まずはそうならないよう自制すること。もし、自制できずエスカレートするようであれば、専門機関や健康増進課までご相談ください。「ひとりで抱え込まない」が改善の第一歩です。

ちよび塩クイズ

次の酒のさかなを食塩量の多い順に並べて下さい。

- ① ねぎまタレ2本 (90g)
 - ② 明太子2分の1腹 (60g)
 - ③ 白菜キムチ小皿1杯 (60g)
- (答えは、15ページに掲載)

問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
0820 (73) 5504

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮を

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

電話による人権相談窓口

- ・みんなの人権 110番
0570 (003) 110
- ・子どもの人権 110番
0120 (007) 110
- ・女性の人権ホットライン
0570 (070) 810
(平日午前8時30分～午後5時15分)
- ・外国語人権相談ダイヤル
0570 (090) 911
(平日午前9時～午後5時)

○岩国人権啓発活動地域ネットワーク協議会 (岩国人権擁護委員協議会、山口地方法務局岩国支局、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町)

問い合わせ

山口地方法務局岩国支局
0827 (43) 1125

国民健康保険税の軽減等が変わります！

国民健康保険は、後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国保税が課税されます。

資格の取得・喪失は必ず届出を！

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。事業所から町への連絡はありませんので、必ず健康増進課 医療保険班、または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの：印鑑、保険証、取得または喪失の年月日を証するもの】

◆低所得者への軽減拡充

低所得者に対する軽減措置の対象拡大のため、5割・2割軽減の判定基準が変更となりました。軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者*の所得が含まれます）

◎軽減判定所得

軽減割合	世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）	
7割軽減	変更なし	33万円以下
5割軽減	改正後	[33万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 28万5千円] 以下
	改正前	[33万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 28万円] 以下
2割軽減	改正後	[33万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 52万円] 以下
	改正前	[33万円 + (被保険者数と特定同一世帯所属者数) × 51万円] 以下

*特定同一世帯所属者とは・・・後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

◆賦課限度額の変更（医療分および介護分の賦課限度額が変更となりました）

◎令和2年度 国民健康保険税税率表

※（ ）は、改正前の賦課限度額

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳～65歳未満対象)
所得割	8.9%	3.1%	2.9%
均等割	27,400円	8,900円	9,300円
平等割	25,800円	8,900円	7,000円
賦課限度額	63万円（61万円）	19万円	17万円（16万円）

◆納税通知書の送付

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容を確認してください。加入者の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

◆新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

■問い合わせ 【保険税について】 税務課 課税第1班 ☎ 0820 (74) 1008
【資格について】 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」 および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期間は令和2年7月31日までとなっています。

①国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

令和2年8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付していますので、引き続き必要な方は、8月31日(月)までに更新の手続きを行ってください。（認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じることになります。）

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、再度申請をすることで申請日から食事代がさらに減額されます。

②後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、減額認定証（薄い水色）をお持ちの方で、令和2年8月以降の区分が「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」に該当する方、および限度額適用認定証（青色）をお持ちの方で、令和2年8月以降の区分が「現役Ⅰ」、「現役Ⅱ」に該当する方は、7月31日までに新しい認定証を郵送します。自動更新のため手続きの必要はありません。

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、その認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、再度申請をすることで申請日から食事代がさらに減額されます。

③更新・申請手続き等

■申請場所

健康増進課または各総合支所・出張所

■申請に必要なもの

- ・保険証、印鑑、マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類、現在交付されている令和元年度の減額認定証
- ・現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方でその有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がいらっしゃる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いいたします。

◆葬祭費の支給申請を受け付けています

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行われた方に対して、申請により保険者（町または山口県後期高齢者医療広域連合）から5万円を支給しています。

対象となられる方で申請を行われていない方は健康増進課または各総合支所・出張所で申請を行ってください。

なお、葬祭を行なわれた翌日から2年を経過しますと時効により支給ができなくなりますので、ご注意ください。

■申請に必要なもの

葬祭を行ったことがわかる書類（会葬礼状や葬祭費用の領収書など）、印鑑、申請人の通帳

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）および、ちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- ①年齢要件 0歳～小学校就学前まで
 - ②所得要件 税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）
- ※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- ①年齢要件 0歳～小学校6年生まで
（未就学児は、県制度非該当の人のみ）
- ②所得要件 なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- ①世帯要件
 - ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童
 - イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
 - ②所得要件
 - 市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします）
- ※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- ①年齢要件 中学校1年生～中学校3年生まで
- ②所得要件 なし

■新しい受給者証有効期間

8月1日～令和3年7月31日

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月末までに手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

☎福祉課 民生福祉班 ☎0820 (77) 5505

あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします！

「遺言」は相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。しかし、遺言者が自分で書いた、いわゆる「自筆証書遺言書」は、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、改ざんされる恐れがあるなどの問題点が指摘されています。

そこで、これらの問題点を解消し、速やかな相続手続を促すため、全国の法務局（※本局・支局等合計312カ所）で自筆証書遺言書の保管等を行う「自筆証書遺言書保管制度」が、令和2年7月10日に開始されました。（予約制）

詳しくは、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）をご覧ください。

■問い合わせ

山口地方法務局岩国支局

☎0827 (43) 1125
音声ガイダンス「4」

37 周防大島の文化財

安下庄のヤントセー踊り

安下庄に伝わる盆踊りのヤントセー踊りは、幕末の戊辰戦争に斃れた会津兵や長州兵を弔うために踊られた、白河踊りが伝わったものです。それを長州兵が萩に持ち帰り、三田尻に伝わり、三田尻に水夫として出稼ぎに行った安下庄の漁師たちが盆の休暇に帰って伝えたとも、秋地区の人が伝えたとも言われています。

平成30年、萩市の中原正男氏の戊辰戦争150年記念出版『白河踊り』によれば、県内83カ所に残っていて、白河音頭、ヤンサセー、ヤットセ踊り、ヤンソラ踊りなどと名を変えて伝えられています。

令和2年の2月に私が岩国市柱島の賀茂神社での講演で安下庄のヤントセーを歌ったら、柱島でもその歌を歌っているそうで、そうなら柱島は84カ所目ということになり、中原さんにそのことを伝えました。まだまだ県下には類例があるようです。

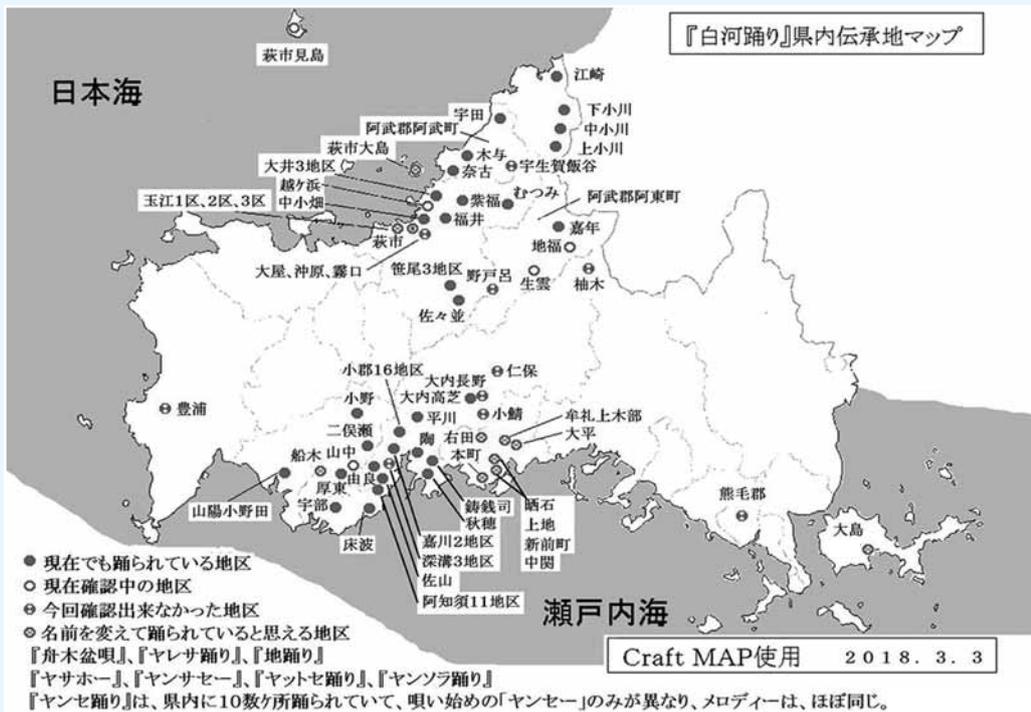
さて、安下庄のヤントセー踊りは、左手に締め太鼓を持ち、右手の一本杵で「ドンドンドン・ドンドド・ドンドド・ドンドド・ドン・カチ（縁）」と打ち、最初の「ドンドンドン」で両手を左右に振りながら右足から右回りに3歩前進。次の「ドンドド」3回で中央を向き右手右足を前に出します。太鼓打ちも足の運びは同じです。

▶安下庄の盆踊り大会でのヤントセー踊り／撮影：陳文卓氏

安下庄郷土会発行の『盆踊りの歌』によれば「現在、ただ手を上下に伸ばすだけの踊りは改悪されたもので、本格的には、扇子で踊ったり、優しい手つきの手踊りであった」とあります。インターネットの動画で萩市むつみ村の「むつみ白河踊り」を観ると曲はよく似ていますが所作が違います。萩市佐々並の「白河踊り」は3歩移動するところは同じですが右足を出すのではなく左足を引いています。歌詞は七・七・七・五調で、即興の歌詞や異性を誘う歌もあったようです。

それにしても敵味方の別なく弔いの踊りを、長州兵と共に踊ってくれた会津白河の民たちの気持ちを想わずにはられません。是非とも後世に伝えてゆきたいものです。

◀周防大島町文化財審議会委員 長尾健彦



◀資料提供…中原正男氏

プレミアム食泊チケットを販売します

周防大島町においても新型コロナウイルスの感染拡大による地域経済への影響は大きく、とりわけ宿泊業と飲食業については移動制限や営業自粛により業績は悪化の一途をたどってきました。

このような状況から業績の回復に向けた取り組みとして、このたび周防大島町では飲食、宿泊業を対象とした「プレミアム食泊チケット」を次の通り発行することとなりました。

2割のプレミアムが付くお得なチケットですので、町民の皆さまには是非ともお買い上げいただき、町内の消費喚起にご協力いただけますと幸いです。

【販売額および販売数】

■販売額 1,000円×12枚(12,000円分)を1セット
10,000円で販売します

■販売数 限定3,000セット

お一人様5セット(上限50,000円)までお買い求めいただけます。また、購入は周防大島町在住の方に限らせていただきます。

■チケット有効期限 令和2年12月31日(木)

【販売日程および販売場所】

■日時 7月17日(金)～19日(日) 10:00～15:00

■場所 周防大島観光協会(久賀4316 ふるさと館1F)

各日程でそれぞれ1,000セットずつ販売します。以降も継続して販売しますが、早期の売り切れが予想されますのでお早めにお買い求めください。

※事前の予約等はできませんのでご了承ください。



プレミアム食泊チケットの 加盟店さんを募集しています

周防大島観光協会では「プレミアム食泊チケット」の趣旨に賛同するとともに、お取り扱いを希望される事業者さんの登録手続きを行っています。

加盟条件は次の通りとなりますので、対象となる事業者の皆さまはお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

【募集対象】

- 1 社交飲食店として店舗を構えて料理等を提供している事業者
- 2 民宿・旅館・ホテルなど店舗を構えて宿泊サービスを提供している事業者

☎周防大島観光協会 ☎0820(72)2134

めざせ!
かしこい
消費者

ご相談は…
柳井地区広域消費生活センター
0820(22)2125
山口県消費生活センター
083(924)0999

「必ず儲かる」とうたう情報商材の広告に注意

【相談】

「必ず儲かる方法を教えます」と書かれた広告を見て副業ビジネスの申し込みをした。約1万円で購入したマニュアルどおりに作業すると最初だけ報酬を得られた。その後、高額な情報商材の購入を執拗に勧誘されているがどうすればよいか。

【アドバイス】

「必ず儲かる」ということではないので、信用せず、きっぱりと断るよう助言した。

【ワンポイント講座】

「必ず儲かる」「簡単に稼げる」などうたうたつて消費者を誘引し、高額な情報商材を購入させる事例が発生しています。多くの場合、購入した情報商材には大金を稼ぐための具体的な方法は記載されておらず、実際に儲けを出すことは困難です。最初だけ現金を振り込んで信用させるといった手口も確認されています。高額な契約を勧誘された場合は、はっきりと断りましょう。また、クレジットカード決済や借金による高額契約はしないようにしましょう。

不安に思った場合やトラブルになった場合は、柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

周防大島町の話題



▲椎木町長にハンドソープを寄贈する野村所長Ⓣ（右から、椎木町長、イワタニ山陽株式会社東山口支店大島営業所野村達也所長、同社光井潤之介さん）

ハンドソープが寄贈されました

6月3日、新型コロナウイルス感染症の感染予防に役立ててほしいと、イワタニ山陽株式会社から薬用ハンドソープ60本が寄贈されました。

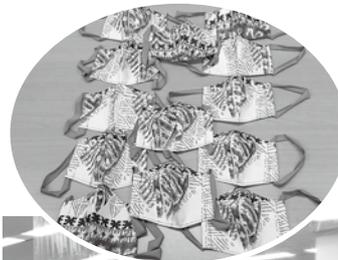
寄贈に訪れたイワタニ山陽株式会社東山口支店大島営業所の野村達也所長は、「少しでも何か協力できたら」と寄贈への想いを語りました。

ハンドソープは、さっそく町内の保育所や小中学校に配布し、子どもの手洗い・手指衛生のために活用されています。

「アロハ・ビズ2020」はじまる

毎年、6月22日から8月31日の期間を「アロハキャンペーン」として、おもてなしを実施していますが、今年は、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な状況にあることから、クールビズの一環「アロハ・ビズ2020」として、町内の多くの事業者・団体がアロハシャツを着用しています。

また、この時季にあわせて、本町出身で現在ロサンゼルス在住の方から、アロハ地のマスクが届きました。マスクは、出身の方が新型コロナウイルスによる外出制限期間中に作成されたもので、以前、大島に帰郷した際に、役場の窓口職員がアロハを着ているのを目にして、是非このマスクを着けてほしいと、東京大島町人会の元事務局の方を通じて届けられたものです。さっそく、アロハビズ初日の6月22日から着用させていただいています。



◀ロサンゼルスから届いたアロハ地のマスク



▲アロハとアロハ地のマスクで窓口対応を行う職員

営業再開に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、営業を自粛していた町内3つの温浴施設（竜崎温泉潮風の湯・グリーンステイながうら 潮風呂保養館・片添ヶ浜温泉遊湯ランド）では、営業再開に向けて、清掃事業者による施設の消毒作業を行い、新型コロナウイルス対策に努めています。

なお、新型コロナウイルス対策のため、一部施設の使用休止や営業時間の変更を行っている場合もありますので、利用する施設にご確認のうえご利用ください。



▲消毒作業の様子(グリーンステイながうら潮風呂保養館)

受章

表彰

◆瑞宝双光章

田中嘉納さん（久賀）
（元特定郵便局長）



◆総務省中国四国管区行政

評価局長表彰
柳澤裕実さん（東三浦）
（行政相談委員）



町長・町議会議員選挙が行われます

任期満了に伴う町長および町議会議員の同時選挙が行われます。選挙の日程は次のとおりです。

- 告示 10月20日(火)
- 選挙期日（投開票日） 10月25日(日)
〈浮島地区の2投票区は、10月24日(土)が投票日となります〉

町長・町議会議員選挙
立候補予定者説明会

- 日時 9月18日(金) 午後2時～
- 場所 大島文化センター2階研修室1・2
- 出席者 立候補予定者または代理人
（各陣営3人まで）

■問い合わせ 周防大島町選挙管理委員会
☎0820(74)1000



21

水産課
☎0820(79)1004

こんにちは、地域おこし協力隊水産振興担当の東です。

6月より、周防大島の名産物のひとつ「いりこ」の原料となるカタクチイワシ漁が始まりました。私も初日に浮島のイワシ網漁船に乗り、間近で漁を見学させていただきました。

網に入ったイワシの群れに朝日が反射し、海が輝いて見えて、この美しさには感動します。この海の豊かさを象徴するような輝きを、未来に残したい。そのために海の資源を守り育てていく、文化、技術、人材を育てていかなければと、気が引き締まるような使命感を感じました。

網を上げたら即輸送の船にイワシを積み込み、全速力で帰港します。いりこ加工場に繋がったホースで、イワシを吸い込みながら、瞬く間に茹で上げられていきます。獲ってから茹で上げるまで、いかに短

時間で、いかに魚体を傷めずにできるかがいりこの品質を大きく左右するため、このスピードとチームワークが周防大島産いりこの味を生んでいるといっても過言ではないでしょう。

現場を知ること、本当の価値が分かる。それを強烈に感じた体験でした。だからこそ、産地の情報を消費者に伝えることには大きな意味があります。

フェイスブック（周防大島町水産課で検索）にて日々のレポートを発信していますので、ご興味あれば是非ご覧ください。



▲イワシ網の引き上げの様子

【P8 ちよび塩クイズ答え：②3.4g ③1.4g ①1.0g】
酒のさかなには、塩気の強いものが好まれがちです。おつまみの食塩量にも注意を！

募 集

周防大島町職員募集

町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方の応募を歓迎しています。

■試験職種および採用予定人数

・初級行政職 若干名

■受験資格

平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和3年3月末日までに卒業見込みの人

■受付期間

7月15日(水)～8月3日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日を除く)

※郵送の場合8月3日(月)までの消印があるものに限る。

■申し込み方法

受験申込書No.1および受験申込書No.2(写真添付・受験票)を総務課に提出してください。

受験申込書は、総務課および各総合支所に備え付けています。また、町ホームページ

からもダウンロードできます。

■第1次試験日時・場所

9月20日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所 大島文化センター

(周防大島町小松138-1)

■第2次試験

11月下旬～12月上旬に予定

■採用予定日

令和3年4月1日

■申し込み・問い合わせ

総務課 人事行政班

☎0820(74)1000

身体障害者を対象とした 周防大島町職員募集

■試験職種および採用人数

・初級行政職 若干名

■受験資格

次のすべての要件を満たす人が受験できます。

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

②平成2年4月2日から平成15

年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和3年3月末日までに卒業見込みの人

③活字印刷文または点字(パソコンによる音声読み上げ

を補助として併用できま す。)による出題に対応できる人

※点字による受験を希望する方は、総務課に必ずお問い合わせください。

■受付期間

7月15日(水)～8月3日(月)

午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日を除く)

※郵送の場合8月3日(月)までの消印があるものに限る。

■申し込み方法

受験申込書No.1および受験申込書No.2(写真添付・受験票)を総務課に提出してください。

受験申込書は、総務課および各総合支所に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■第1次試験日時・場所

9月20日(日)

・受付 午前8時30分から

・試験 午前9時から

・場所 大島文化センター

(周防大島町小松138-1) ※点字による試験は別日程となります。詳細はお問い合わせください。

■第2次試験

11月下旬～12月上旬に予定

■採用予定日

令和3年4月1日

■申し込み・問い合わせ

総務課 人事行政班

☎0820(74)1000

会計年度任用職員(陸奥記念館・なぎさ水族館)を募集します

■採用予定人員

2名程度

■勤務場所

陸奥記念館・なぎさ水族館 (周防大島町伊保田2211-3)

■勤務内容

受付、案内および施設の管理

■勤務条件等

・任用期間

9月1日～令和3年3月31日 ※ただし、任用から1カ月間 は条件付き採用期間となります。

・勤務日

週2～3日程度 (土日祝日等の勤務あり)

・勤務時間

午前8時30分～午後5時 (7時間30分)

・報酬

時給890円

・手当等

通勤手当制度あり

■登録申込書の請求方法

登録申込書は、各総合支所・出張所で配布しています。また、町ホームページからも印刷できます。

郵便請求の場合、「会計年度任用職員(陸奥記念館・なぎさ水族館)登録申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒(申込者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封のうえ、請求してください。

■申し込み方法

登録申込書(直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け)を8月14日(金)(必着)までに郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員(陸奥記念館・なぎさ水族館)登録申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。(できるだけ簡易書留でお願いします)

■面接等

別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5134

商工観光課 公共施設管理班

☎0820(79)1003

相談

不妊専門相談会

不妊・不育に関する悩みやストレスをお持ちの方、不妊治療に関する情報提供を希望される方を対象に無料相談会を実施します。

■日時

9月4日(金)

午後3時～5時(予約制)

■場所

柳井健康福祉センター

1階クリニックス

(柳井市南町三丁目9-3)

■内容

不妊・不育に関する相談、不妊治療に関する情報提供

■専門相談担当者

・産婦人科医 徳山中央病院
山縣芳明先生

・臨床心理士・生殖心理カウンセラー 佐々木直美先生

■申し込み期限

8月27日(木)(電話予約)

※秘密は固く守りますので安心ください。

■申し込み・問い合わせ

柳井健康福祉センター
地域保健班

☎0820(22)3631

木造住宅の耐震個別相談会

町では木造住宅の耐震個別相談会を開催します。

住まいの耐震性に不安のある方や、実際に耐震診断・改修をお考えの方に、個別に耐震診断・改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。

申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

■日時

7月31日(金)

午前9時～午後5時

■会場

役場大島庁舎2階 相談室3

■相談員

総務課消防防災班職員

■問い合わせ

総務課消防防災班

☎0820(74)1000

お知らせ

介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている方は、居住費と食事の全額を本人負担していた、ただことになっていますが、

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

なお、この軽減制度を利用するためには申請が必要です。

■対象者

市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

①配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること

②本人および配偶者の預貯金等が一定額(単身の場合は1000万円、夫婦の場合は2000万円)以下であること

※非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案されます。

■手続き

介護保険課または各総合支所・出張所で申請してください。申請の際には、預貯金通帳等の写し(本人および配偶者の所有すべて)が必要となります。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス

・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
・短期入所生活介護、通所介

護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

・利用者負担額(1割自己負担、食費、居住費または滞在費)の100分の25

・老齢福祉年金受給者は、利用者負担額(1割自己負担、食費、居住費または滞在費)の100分の50

■手続き

介護保険課または各総合支所・出張所で申請してください。

■問い合わせ

介護保険課介護保険班

☎0820(73)5503

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書や新しい検定済みの教科書の見本を展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

■期間

7月29日(木)まで

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

■場所

東和総合センター2階

■問い合わせ

学校教育課

☎0820(78)2204

家屋調査にご協力ください

令和2年1月2日から令和3年1月1日の間に、家屋の新築・増築・取り壊し（一部取り壊しを含む）をされた方、または今後予定のある方は、8月31日(月)までに税務課にご連絡ください。

※全ての家屋（農業用・プレハブ倉庫・車庫等を含む）が調査対象となります。

問い合わせ

税務課 課税第2班
☎0820(74) 1008

雇用調整助成金等について（専門家派遣）

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の申請書類の作成支援・相談について、社会保険労務士を無料で企業に派遣し、適切な助言・指導を行います。

雇用調整助成金等の活用をご検討の事業主は、山口県労働政策課へご連絡ください。

相談料

無料（原則3回まで）

派遣日

月曜日～金曜日まで
（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

問い合わせ

山口県労働政策課
☎083(933) 3210

**社会的ひきこもり
家族教室のご案内**

「社会的ひきこもり」とは、半年以上、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が続いており、また精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合のことをいいます。

正しい知識やよりよい対処の方法、コミュニケーションの方法を学びましょう。

日程

8月～12月まで（全5回）
原則として毎月第1木曜日
午後1時30分～4時

場所

柳井総合庁舎
（柳井市南町三丁目9-3）

対象者

社会的ひきこもりで悩んでいる家族

※参加申し込み後、担当者に

よる面接の上、受講決定

参加費

茶菓子代500円（5回分）

申し込み期限

7月21日(火)

申し込み・問い合わせ

柳井健康福祉センター
健康増進課
☎0820(22) 3631

**柳井地区広域消防組合
消防職員採用試験**

■試験職種および採用予定人員

・消防吏員 3人程度

■主な受験資格

・平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、原則として高等学校教育課程を修了した方
（令和3年3月卒業見込み含む）

・採用後に柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住できる方

■受験申し込み期限

8月7日(金)（郵送の場合、期限内消印有効）

■申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

※申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

■第1次試験日

9月20日(日)

■申し込み・問い合わせ

〒742-0031
柳井市南町五丁目4-1
柳井地区広域消防本部総務課
☎0820(23) 7772

高齢者の方の防火標語を募集します

■応募資格

柳井地区広域消防組合管内（柳井市、周防大島町、上関町、平生町）に居住する65歳以上の方。

■課題（防火標語）

○住宅防火（特に住宅用火災警報器）に関するもの

○放火・火災防止に関するもの

○火災が起こった際、火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの

○その他火災予防に関する標語であること。ただし、山火事予防に関するものは除きます

■応募方法

官製はがき等に作品（防火標語）、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、消防本部予防課まで郵送またはFAXするか、最寄りの消防署、出張所へ直接お届けください。

■応募締め切り

10月29日(木)（当日消印有効）

■その他

(ア)作品は自作で未発表のもの
とします

(イ)1人2点までとします

(ウ)金賞に選ばれた標語は山口県で行われる2次審査に提出します

(エ)著作権は、主催者に帰属するものとします

■送付先・問い合わせ

〒742-0031
柳井市南町五丁目4-1
柳井地区広域消防本部
予防課指導係

☎0820(23) 7774

FAX0820(23) 4503

自衛官募集

◎航空学生（海・空）

■応募資格

高等学校卒業または高等専門学校3年次修了者（見込み含む）

海：18歳以上23歳未満の方

空：18歳以上21歳未満の方

■受付期間

9月10日(木)まで

■第1次試験日

9月22日(火)・(祝)

◎一般曹候補生

■応募資格

18歳以上33歳未満の方
（日本国籍保有者）

■受付期間

9月10日(木)まで

★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

- 第1次試験日
9月18日(金)～20日(日)のいずれか1日を指定
- 問い合わせ
自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22)8199
- 放送大学では令和2年度10月生を募集しています
10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。
歴史・文学・福祉・経済・心理学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
- 全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。資料を無料で差し上げます。お気軽にお問い合わせください。
- 出願期間
第1回 8月31日(月)まで
第2回 9月15日(火)まで
- 問い合わせ・資料請求
放送大学山口学習センター
☎083(928)2501

狩猟免許試験会場が変更されました

広報すおう大島6月号に掲載しました狩猟免許試験の会場が「下松市地域交流センター」から「周南市徳山保健センター貸館」に変更されましたので、ご注意ください。

- 問い合わせ
岩国農林水産事務所森林部
☎0827(29)1567



2020年度 島スクエア起業家育成講座

地域資源を活用し、起業を通して地域を活性化する人材の育成をめざす講座です。入門講座、地域づくり・実践講座、関連講座の3つに分けて8月から12月にかけて実施します。今回は入門講座のご案内です。(受講料無料)

- 日時
8月1日(土)、8日(土)
午前10時～午後4時
- 会場
大島商船高等専門学校島スクエア起業教育研究センター

(周防大島町小松91-4)

■内容
入門講座「むつかしくない起業のノウハウ」

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

■講師
藤井康弘(株式会社くるとん代表・中小企業診断士)

- 申し込み・問い合わせ
大島商船高等専門学校
総務課企画係
☎0820(74)5457
FAX0820(74)5552
メール kikaku@oshima-k.ac.jp

特設人権相談所

日時 8月7日(金) 午前9時30分～正午
場所 久賀総合センター
相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題
相談員 人権擁護委員
※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。
☎福祉課 ☎0820(77)5505

柳井警察署だより

令和2年度 警察官採用試験を実施します

試験区分	受験資格
警察官(A)試験(第2回) 男性・女性	昭和62年4月2日以降に生まれ、四年制以上の大学を卒業または令和3年3月31日までに卒業見込みの方
警察官(B)試験 男性・女性	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、警察官(A)以外の学歴の方 ※大学在籍者を除く

■申込受付期限

- ・書面 8月21日(金)
- ・インターネット 8月14日(金)
(パソコンのみ)

■第1次試験 9月20日(日)

○受験資格や受験手続等の詳細は、受験案内をご覧ください。

○受験案内・受験申込書は、山口県警察本部、柳井警察署、交番・駐在所等で受け取ることができます。

※山口県人事委員会事務局のホームページにも受験案内・受験申込書が掲載されています。

【参考】採用に関する情報などが届く山口県警察のLINE公式アカウントの登録はこちらから



☎山口県警察本部警務課人事係
☎採用フリーダイヤル 0120(314)290

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性の方へ

風しん抗体検査・予防接種を受けましょう

風しんの公的な予防接種を受ける機会がなく抗体保有率が低い世代の男性を対象に、令和 4 年 3 月 31 日までの期間に限り、無料で風しんの抗体検査と予防接種を実施します。

【令和 2 年度のクーポン券送付対象者】

昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日生まれの男性

【令和元年度のクーポン券送付対象者】

昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性

令和元年度に交付した、無料クーポン券の有効期限は令和 2 年 3 月となっていますが、令和 3 年 3 月まで有効期限を延長します。なお、クーポン券を紛失された方は再発行できますので、ご連絡ください。
※昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生まれの男性で、今年度、抗体検査・予防接種を希望される方は、ご連絡ください。

■接種手順

送付しましたクーポン券を利用して、医療機関等で抗体検査を受け、検査の結果、十分な抗体がない方は予防接種を受けてください。

■風しんについて

- 感染者の咳やくしゃみ、会話など飛び散るしぶき（飛沫）を吸い込んで感染します。
- 小児は発熱、発疹、首や耳の後ろのリンパ節が腫れて、数日で治りますが、まれに、高熱や脳炎になって入院することがあります。
- 成人は高熱・発疹の長期化や関節痛など重症化の可能性があります。
- 妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820（73）5504

豚しゃぶとレタスのごま味噌あえ

今回は豚しゃぶとレタスのごま味噌あえを紹介します。
ごま味噌のごまの香ばしさやみょうがや青しそなどの香味野菜の風味でちょび塩でもおいしくいただけます。簡単なレシピなので、ご家庭でもぜひ作ってみてください。



【1人分の栄養素量】

エネルギー 183kcal、たんぱく質 19.4g、脂質 7.6g、食物繊維 2.1g、食塩相当量 0.7g

〈材料〉（2人分）

- 豚肉（うす切り）…… 160g
- レタス…………… 80g
- トマト…………… 1個
- みょうが…………… 1個
- 青しそ…………… 4枚
- すりごま…………… 大さじ1
- 味噌…………… 小さじ2
- A □だし汁またはさゆ…… 大さじ2
- 砂糖…………… 小さじ1/2
- みりん…………… 小さじ1

〈作り方〉

- 1 鍋に湯をたっぷり沸かし、ほぐしながら豚肉をゆでる。火が通ったらザルに上げる。
- 2 レタスは、たべやすい大きさに手でちぎる。
- 3 トマトは、くし形に切る。
- 4 みょうが、青しそは細切りにする。
- 5 ボウルに調味料Aを入れてまぜ合わせて、1・2を加えてよく和える。
- 6 器に5を盛りつけ、上にみょうが・青しそを飾り、トマトを添える。

ごま味噌は、豆腐や焼いたなすやかぼちゃなどにつけてもおいしいです！



町内の協力店舗や医療機関、各総合支所・出張所などにちょび塩レシピを置いてありますので、ご利用ください。

☎健康増進課 健康づくり班 ☎0820（73）5504



新しい民生委員児童委員さんが決まりました

(令和2年6月1日付け、任期:令和4年11月末日まで)

■橘地区【住所(担当区域)】

砂田 良夫さん【浜西(長浜、浜西、浜西中)】

☎福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

飯の山展望台の立入禁止について

老朽化している展望台の改修を12月下旬(予定)まで行います。期間中は、安全確保のため立ち入りをご遠慮ください。ご理解とご協力をお願いします。

☎商工観光課 公共施設管理班 ☎0820(79)1003

「くか夢夏まつり」および「周防大島花火大会」の中止について

8月15日(土)、8月16日(日)に実施を予定していました「くか夢夏まつり」および「周防大島花火大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたします。ご理解くださいますようお願いいたします。

☎くか夢夏まつり実行委員会 ☎0820(72)0478

☎周防大島花火大会実行委員会 ☎0820(77)0242

防災行政無線を用いた
全国一斉情報伝達試験を行います



地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート*)を用いた試験で、全国でさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

■日時 8月5日(水) 午前11時ごろ

■内容 防災行政無線の試験放送

(注) 防災行政無線(屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機)から、「これは、Jアラートのテストです」と、3回繰り返して最大音量で放送されますのでご注意ください。

(注) 気象・地震活動の状況等によっては、試験放送を中止することがあります。

*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

■問い合わせ 総務課 消防防災班
☎0820(74)1000

「密にしよつ、こころの距離」
新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除され、徐々に元の日常生活に戻つつあります。しかし、感染拡大を防止するため、新しい生活様式を取り入れることで、私たちの生活スタイルが変わり、先行きの見えない状況に不安な日々を過ごしていませんか。
そんな中、「なんとなく気力がわかない」「眠れない」というような心身の不調が起こり、うつ病に陥ることがあります。
ただし、自分ではなかなか気づきにくかったり、心配をかけまいと自分自身で悩みを抱え込んでしまったりしてしまうこともあるため、周囲の人達の「気づき」が大切になってきます。家族や友人、近所の方が、「いつもと違う」「最近元気がない」などと感じたら、声をかけて話を聞いてあげてみてください。



「密にしよつ、こころの距離」

【周囲の人が気づけるサイン】

- (1) 以前に比べて表情が暗く、元気がない
- (2) 体調不良の訴えが多くなる
- (3) 仕事や家事の能率が低下し、ミスが増える
- (4) 周囲との交流を避けるようになる
- (5) 飲酒量が増える

悩んでいる人にとって、話をよく聞き見守ってくれる人の存在は、孤立を防ぎ、安心に繋がります。地域の中でお互いに声を掛け合うなど、温かい地域になることを願っています。
それでも、心身の不調が続く場合は、お気軽に健康増進課健康づくり班へご相談ください。健康づくり班では、心の相談をお受けしています。
■問い合わせ
健康増進課健康づくり班
☎0820(73)5504

周防大島町保健師

山田 優一郎

(健康増進課健康づくり班)

7月(21日~31日)

21 (火)	育児相談 10:00 ~ 11:30 (久賀福祉センター)
22 (水)	
23 (木)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 〈山中クリニック ☎72 - 0152〉
24 (金)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 〈橘医院 ☎77 - 1000〉
25 (土)	
26 (日)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 〈川口医院 ☎78 - 0306〉
27 (月)	
28 (火)	
29 (水)	
30 (木)	育児相談 10:00 ~ 11:30 (しまとぴあスカイセンター)
31 (金)	

5 (水)	
6 (木)	認知症相談日 9:00 ~ 16:00 (日良居庁舎) 〈圃地域包括支援センター ☎73 - 5506〉
7 (金)	こころの相談会(要予約) 10:00 ~ 12:00 〈申込先 健康増進課 健康づくり班 ☎73 - 5504〉
8 (土)	ちょび塩の日PR活動 9:00 ~ 11:00 (マルキュウ大島小松店)
9 (日)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 〈橘医院 ☎77 - 1000〉
10 (月)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 〈野村医院 ☎76 - 0017〉
11 (火)	
12 (水)	
13 (木)	
14 (金)	育児相談 10:00 ~ 11:30 (日良居庁舎)
15 (土)	
16 (日)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 (安本医院 ☎73 - 0822)
17 (月)	
18 (火)	育児相談 10:00 ~ 11:30 (久賀福祉センター)
19 (水)	
20 (木)	

8月(1日~20日)

1 (土)	
2 (日)	休日在宅当番医 9:00 ~ 17:00 〈おげんきクリニック ☎74 - 2490〉
3 (月)	
4 (火)	

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています。

◆大島病院 ☎74 - 2580 ◆東和病院 ☎78 - 0310

※催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期

【第2期分】	固定資産税
【第1期分】	国民健康保険税（普通徴収） 介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
納期限	7月31日(金)

周防大島町交通事故発生状況（令和2年5月末現在）

人身交通事故（前年比）		
件数	死者	傷者
5 (-4)	0 (±0)	9 (-2)
物損事故件数		
110	前年比	-16

人の動き（7月1日現在）※増減は対前月比

人口	15,470人	(42人減)
男（日本人）	7,121人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 3人 転入 20人 小計23人 減：死亡 33人 転出 32人 小計65人</small>
女（日本人）	8,243人	
外国人	106人	(増減なし)
世帯数	8,914戸	(26戸減)

【訂正】 広報令和2年5月号および6月号に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

- 5月号 周防大島の文化財（10ページ）
 〈誤〉39 周防大島の文化財
 〈正〉36 周防大島の文化財
- 6月号 ～アロハ・ビス2020～（7ページ）
 〈誤〉「クールビス」／『アロハ・ビス2020』
 〈正〉「クールビス」／『アロハ・ビス2020』

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

「ごみ収集ステーション」はルールを守って大切に使ってね！

ごみ収集ステーションは、自治会が設置し、管理しているんだよ。だから、あなたが住んで（所属している自治会のごみ収集ステーションにごみを出してね。

ごみ袋に名前の記入がなかったり、ごみの分別が悪かったり、間違った日時にごみ出ししたりすると、ステーションにごみが残って、みんなに迷惑をかけてしまうよ。それから、よその自治会のごみ収集ステーションにごみを出すと、その自治会の方に迷惑をかけてしまうし、場合によっては不法投棄になるから、絶対にやめてね。

ごみ収集ステーションは、それぞれ独自の取り決めを行うところもあるので、よく確認しておこうね。

みんなが気持ちよく生活していくためには、一人一人のちょっとした心がけが大切だよ。だから、ごみ出しのルールはしっかり守ろうね。

みかんちゃんからのお願い



◎今回のポイント

- ・ごみ収集ステーションは自治会のみんなのもの。ルールを守って、大切に使おう！
- ・よその自治会のごみ収集ステーションへごみを出すのは、絶対にやめてね。

■問い合わせ 生活衛生課 生活衛生班 ☎ 0820 (79) 1012